

平成28年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第6回）議事録

■日時 平成29年2月21日（火）午後3時30分～午後5時05分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室23

■出席委員

平手第二部会長、池本委員、木村委員、坂本委員、佐々木委員、寺島委員、
杉田委員、藤倉委員

■議事内容

審議

(1) 「立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線（立川市羽衣町二丁目～栄町四丁目間）
建設事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審
議

⇒ 大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、景観及び廃棄物について審議を行い、大気汚
染及び騒音・振動に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れること
とした。

総括審議の結果、答申案について全会一致で総会へ報告することとした。

(2) 「川口土地区画整理事業」環境影響評価準備書に係る項目別審議

⇒ 大気質、水循環及び景観の項目について審議を行い、大気質、水循環及び景観に
係る委員の意見について、指摘の主旨を答申案に入れることとした。

平成28年度「東京都環境影響評価審議会」

第二部会（第6回）

速 記 録

平成29年2月21日（火）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室23

(午後3時30分開会)

○池田アセスメント担当課長 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきますと思います。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。現在、第二部会委員11名のうち8名の御出席をいただいております、定足数を満たしてございます。

それでは、第二部会の開催をお願いいたします。

なお、本日、傍聴の申し出がございますのでよろしくをお願いいたします。

○平手部会長 それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられますので、東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱第6条の規定によりまして、傍聴人の数を会場の都合から30名程度といたしたいと思っております。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴者入場)

○平手部会長 傍聴の方は傍聴案件が終了しましたら退席されても結構です。

それでは、ただいまから第二部会を開催いたします。

本日は、お手元の会議次第にありますように「立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線（立川市羽衣町二丁目～栄町四丁目間）建設事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議、「川口土地区画整理事業」環境影響評価準備書に係る項目別審議とその他となっております。

それでは、「立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線（立川市羽衣町二丁目～栄町四丁目間）建設事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

○池田アセスメント担当課長 それでは、私のほうから、まず1件目を御説明させていただきます。

本日の資料の1ページをご覧ください。資料1-1環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の項目選定及び項目審議についてでございます。

事業名は「立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線（立川市羽衣町二丁目～栄町四丁目間）建設事業」でございます。

1 選定した環境影響の評価の項目は大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、景観、廃棄物の5

項目でございます。選定した理由につきましては、お手元でございます薄紫色の冊子の89ページ～90ページでございます。

委員からの意見ということで、大気汚染、騒音・振動共通で、1件でございます。こちらにつきましては、最後に御説明させていただきたいと思っております。大気汚染の木村委員、騒音・振動の坂本委員と調整させていただきました意見でございます。

次に、2 選定しなかった環境影響評価の項目は悪臭、水質汚濁など12項目でございます。選定しなかった理由は、先ほどの冊子の91ページ～92ページに記載されてございます。

3 都民の意見及び周知地域市長の意見につきましては、別紙のとおりということで、1枚おめくりいただきまして、2ページをご覧ください。都民からの意見はゼロ件ということで、都民意見はございませんでした。

周知地域市長の意見は、立川市長と国立市長の2件がございました。

まず、立川市長からでございますけれども、環境影響評価の項目について意見はありません。ただし、以下の項目について予測の対象としない理由を環境影響評価書に具体的に示されたい。

1 大気汚染

工事の施工中における建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴う大気汚染について。

2 騒音・振動

工事用車両の走行に伴う騒音・振動について。

国立市長からは、

- 1 沿道生活道路に接続する場合は、住民への十分な配慮を願いたい。
- 2 道路地内雨水の浸透促進を願いたい。
- 3 道路周辺での騒音・振動の環境基準等を達成するよう配慮を願いたい。
- 4 道路工事の際の騒音・振動に対し、周辺環境への十分な配慮を願いたい。
- 5 道路周辺での緑化の検討を願いたい。

となっております。

これらを踏まえまして、前のページにお戻りいただけますでしょうか。選定した環境影響評価項目の大気汚染、騒音・振動共通の意見の案でございますが、読み上げさせていただきます。

工事用車両の走行に伴う大気汚染、道路交通騒音・振動については、本事業の工事用車両の走行ルートと想定される主要な道路の交通量に対する工事用車両の増加割合は少ない

ため、予測の対象としていない。

しかし、本事業区間周辺の土地利用状況は、低層戸建て住宅が多く、工事用車両の走行による地域への影響が懸念されるため、そのルートを明らかにするとともに、必要に応じて予測・評価を行うこと。

ということで、お手元の冊子の28ページをご覧ください。

こちらは今回の計画道路の周辺の土地利用現況図でございます。今回の計画道路はこの図の中央のところにありまして、陸上自衛隊東立川駐屯地と書いてある左側のところが、今回計画している道路の中で唯一現道があるものになっています。それ以外のところにつきましては、新たに道路をつくる計画となっております。

この図を見ていただくととおり、道路の周辺の緑色の部分につきましては、独立住宅がありまして、低層の住宅が道路周辺に並んでいる状況になっているのが分かるかと思います。

立川市長からの意見も踏まえまして、今回は評価書案において、工事用車両のルートを明らかにした上で、必要に応じて予測評価をするよう求めるものでございます。

説明は以上でございます。

○平手部会長 それでは、ただいまの説明について、項目を担当されている委員から何か補足することはございますでしょうか。

○木村委員 大気汚染担当の木村ですけれども、あまり工事用車両による影響のことについて、増加割合が少ないからということ、定性的な理由でしないとしてあるのですけれども、少なくとも交通量の増加の程度がどのぐらいあるのかということをもう少し、単に少ないというだけではなくて、できたら量的にもう少し示していただけるということが、まず一つ、予測の対象としないという根拠を、我々がそれを納得するかどうかというところにかかってくると思います。

ルートについても明記して、例えば低層住宅が多いようなところをどのように通過していくのかということについても示していただきたいと思います。

以上です。

○平手部会長 坂本委員、お願いします。

○坂本委員 騒音の担当の坂本です。

立川市長と国立市長からの意見にもありますとおり、騒音に関しては配慮を願いたいということですので、先ほど木村先生がおっしゃったとおり、まずはデータを示していただいて、やるにしても、やらないにしても、根拠を示していただくことが必要かなと思います。

また、周辺に住宅が多いということなので、できましたら、定量的な予測によって、問題がないということを示していただくことも大事なのかなと思います。

以上です。

○平手部会長 それでは、御質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

それでは、特に御意見がないようですので、引き続き総括審議を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

○池田アセスメント担当課長 それでは、本日の資料の3ページをお開きください。資料1-2でございます。読み上げさせていただきます。

「立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線（立川市羽衣町二丁目～栄町四丁目間）建設事業」に係る環境影響評価調査計画書について（案）

第1 審議経過

本審議会では、平成29年1月6日に「立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線（立川市羽衣町二丁目～栄町四丁目間）建設事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表につきましては1枚おめくりいただいた4ページのほうにお示しさせていただいてございます。

続きまして、

第2 審議結果

【大気汚染、騒音・振動共通】

こちらにつきましては、先ほど説明させていただきましたので、省略させていただきます。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域市長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること、以上でございます。

○平手部会長 それでは、今の説明について、何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、特に御意見がないようですので、ただいま説明した内容で次回の総会に報告いたします。

次に「川口土地区画整理事業」環境影響評価準備書に係る項目別審議を行います。

初めに、大気質について事務局から説明をお願いします。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、御説明させていただきます。

お手元の分厚い緑の冊子、通し番号がないので探しにくいのですが、9.1-1ページをご覧ください。

まず、9.1 大気質の9.1.1 調査結果の概要ということで、(1)調査項目につきましては、大気質の状況（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）と気象の状況、交通量の状況でございます。

おめくりいただきまして、9.1-3ページが調査地点でございます。

まず、東側のほうにNo. ①、No. ②とありますけれども、No. ①のほうが大気質の既存資料の調査地点。計画地のちょうど東側の近くのNo. ②が大気質と気象の調査地点でございます。周辺の交通量ですね。計画地西側にNo. 2、北側の秋川街道沿いにNo. 1、南側の陣馬街道沿いにNo. 3ということで、こちらが既存資料の調査地点でございます。

おめくりいただいて、9.1-5ページが交通量の現地調査の地点でございます。オレンジ色が工事用車両の走行ルートで、水色が関連車両、完成した後の物流の車両の走行経路になってございます。

まず、オレンジ色の工事用車両の走行経路沿いに北側にNo. B、No. C、No. D、計画地西側にNo. Aとございます。関連車両の交通量の現地調査地点としまして、西側のNo. Aと南側にNo. E、No. F、No. Gということで、合計7地点を調査してございます。

おめくりいただきまして、9.1-7ページが(5)調査結果でございます。

まず、① 大気質の状況ですけれども、上の表を見ていただきまして、二酸化窒素については98%値が0.025ppm、0.021ppmということで、比較的小さい値になっているのが分かるかと思えます。浮遊粒子状物質についても同様でございます。

下の図が経年変化になってございまして、横ばいかやや減少傾向というところでございます。

続きまして、9.1-11ページをご覧ください。

(1) 予測でございます。5種類予測してございまして、まず1つ目が9.1.2.1 建設機械の稼働（粉じん等）でございます。

① 予測項目は建設機械の稼働に伴う粉じん等降下ばいじんでございます。

一番下、③ 予測対象時期としましては、建設機械の年間稼働台数が最大となる、工事着工後15～26ヶ月目の1年間でございます。

おめくりいただきまして、9.1-12ページが建設機械の稼働に伴う粉じんの予測地点でございます。計画地の基本的には南側を主に考慮するので、南側を中心に地点をとっておりまして、計画地の西側のNo.1、こちらは住宅地のある地点、南側のNo.2が福祉施設のある地点、東側のNo.3は宝生寺団地の近く、北側のNo.4も近隣に住宅があるということで、この4地点を予測地点としてございます。

予測結果につきましては、評価とあわせて御説明させていただきます。続きまして、9.1-18ページです。環境保全措置でございます。3つ挙げられておりまして、土木工事において転圧、散水を行って粉じんを抑制する。工事用道路における転圧、鉄板敷設を行うことで粉じんを抑制する。工事工程を平準化するという措置が記載されてございます。

9.1-20ページ、(3) 評価でございます。

① 評価手法です。ア 環境影響の回避、低減に係る評価としましては、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、低減されているか。イ 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価としましては、粉じんにつきましては、基準に目標等が定められておりませんので、参考としまして道路環境影響評価の技術手法に示される、こちらの表にある、10t/km²/月を参考値として評価をしてございます。

② 評価結果、まず、アにつきましては、本事業では、先ほど御説明したような保全措置を講じることから、実行可能な範囲で低減が図られているという評価をしてございます。

イとしましては、下の表にありますとおり、No.4でやや高い値が出ておりますけれども、最大で5.6t/km²/月ということで、参考値の10t/km²/月を下回るという状況でございます。

続きまして、おめくりいただきまして、9.1-22ページ、こちらが資材及び機械の運搬に用いる車両の運行（粉じん等）でございます。

一番下の③ 予測対象時期ですけれども、工事用車両の年間走行台数（大型車）が最大となる工事開始後21～32ヶ月目の1年間でございます。

右側が予測地点でございます。工事用車両の走行ルート上にNo. A、No. B、No. C、No. D、それからNo. Hをまた新しく、道路を新設するということですので、こちらの新設道路にも予測を切っております。

それでは、9.1-26ページをご覧ください。⑥ 予測結果につきましては、これも評価とあわせて御説明させていただきます。

(2) 環境保全措置の検討でございますけれども、2つほど記載されておまして、車両のタイヤ洗浄をする。出入り口付近における散水、清掃等を行うことで粉じんを抑制するというところでございます。

おめくりいただきまして、9.1-28ページが(3)評価でございます。

① 評価手法は先ほどと同様ですので、② 評価結果でございます。まず、アにつきましては、こちらも保全措置を講じることから、実行可能な範囲で低減が図られているという評価をしてございます。イにつきましては、下の表にありますとおり、No. H、台数が一番多く通るということで、一番大きい値が、特に冬季で5.7t/km²/月と出ておりますけれども、こちらも参考値である10t/km²/月を下回るという状況でございます。

9.1-30ページが建設機械の稼働に伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物質でございます。

一番下の③ 予測対象時期ですけれども、建設機械からの汚染物質排出量が最大となる工事着工後15～26ヶ月目の1年間でございます。

右側、9.1-31ページが予測地点ですけれども、基本的に先ほどの粉じんと同様の4地点と、あとは凡例の※で書いてありますけれども、最大寄与濃度出現地点も予測地点としてございます。

9.1-37ページをご覧ください。⑥ 予測結果でございます。

ア.二酸化窒素につきましては、No. A、最大寄与濃度出現地点で将来予測濃度が0.01487ppmということで、寄与率32.8%ということで、高い値が出てございます。最大地点以外では、No. 2で18.9%の寄与率となっているところでございます。

下の表がイ.浮遊粒子状物質で、こちらもNo. A、最大寄与濃度出現地点で寄与率5.3%ということでございます。

おめくりいただいて、9.1-38ページと9.1-39ページがコンター図になってございますけれども、まず、9.1-38ページの二酸化窒素につきましては、四角で囲ってあるところが最大寄与濃度出現地点でございます。こちらについては山の中ということで、特段ここには何かあるというわけではありません。9.1-39ページも同様でございます。

おめくりいただきまして、9.1-40ページ、環境保全措置でございます。まず、一番上の排出ガス対策型建設機械を使用する。工事工程を平準化すると行った項目が記載されてございます。

おめくりいただきまして、9.1-42ページ、(3)評価でございます。

① 評価手法は、アは今までと同様でございます。イについては環境基準との整合が図

られているかということで、環境基準につきましては、中段の表にございまして、二酸化窒素は1時間値の1日平均値が0.04ppm～0.06ppm、浮遊粒子状物質については1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m³以下であるということでございます。

9.1-43ページ、② 評価結果でございます。

まず、アにつきましては、保全措置をしっかりとやりますので、低減が図られているという評価をしてございます。イの基準、目標との整合に係る評価ですけれども、まず、中段の二酸化窒素のほうを見ていただきますと、最大寄与濃度出現地点のNo. Aでも1日平均値の年間98%値は0.03040ppmということで、環境基準を下回るという状況でございます。下段の浮遊粒子状物質の表につきましても、同様でございます。

9.1-44ページ、9.1.2.4 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）でございます。

一番下、③ 予測対象時期につきましては、工事用車両の年間の走行台数、大型車が最大となる工事着工後21～32ヶ月目の1年間でございます。

予測地点につきましては、先ほどの粉じんと同様の5地点でございます。

続きまして、9.1-51ページをご覧ください。⑥ 予測結果でございます。

まず、ア. 二酸化窒素ですけれども、値自体は交通量が多いNo. Aのところが一番大きい値が出ておりますけれども、寄与率としては工事車両の台数が多いですね。No. Hのところでは1.8%となるという寄与率でございます。

おめくりいただきまして、9.1-52ページがイ. 浮遊粒子状物質で、こちらにつきましてはあまり大きくない値となっております。

9.1-53ページ、環境保全措置でございます。表にありますとおり、排出ガス規制適合型の車両の使用ですとか、工事工程の平準化といった記載がございます。

9.1-55ページ、(3) 評価でございます。

① 評価手法は先ほどと同様でございます。

9.1-56ページ、② 評価結果でございます。アにつきましては、先ほど示した保全措置を講じることから低減が図られていると評価してございます。基準、目標等との整合にかかる評価、イですけれども、こちらは表にございまして、No. Aの西側で一番大きい値で0.030408ppmということで、環境基準を下回るという状況でございます。

9.1-57ページの浮遊粒子状物質も同様でございます。

最後に、9.1-58ページ、交通の集中に伴う二酸化窒素と浮遊粒子状物質でございます。

一番下の③ 予測対象時期、こちらについては施設供用後の平成34年でございます。

9.1-59ページが予測地点でございますけれども、計画地の西側のNo. Aと南側のNo. E、No. F、No. Gの3地点で合計4地点でございます。

基本的には、北側のほうはなかなか交通をさばくことが難しいということで、事前の警察協議等の関係で、北側には通さないということで、配慮しているということでございます。

9.1-65ページをご覧ください。⑥ 予測結果でございます。

まず、ア. 二酸化窒素ですけれども、No. A地点で、特に西側で将来予測濃度としまして、0.023943ppmということで、寄与率38%と高い値が出ているところでございます。

おめくりいただきまして、9.1-66ページがイ. 浮遊粒子状物質で、こちらはNo. Aにおいても寄与率0.6%という値でございます。

9.1-67ページ、保全措置でございます。排出ガス規制適合型車両ですとか、車両の効率的な運行管理といった記載がございます。

なお、本件はあくまで区画整理の案件なので、本来は上物の交通等は対象にはなっていないのですけれども、今回、予測しているということと、保全措置としては自分でできることではないので、記載内容としては、指導し、という表現が入っておりますけれども、そういった環境に配慮して誘導していくということだろうと思います。

9.1-69ページ、(3) 評価でございます。

① 評価手法はこれまでと同様でございます。

② 評価結果につきましては、アは先ほどの保全措置を講じることから、基本的には図られている。

イの基準、目標との整合に係る評価につきましては、おめくりいただいて9.1-70ページでございます。まず、上段の表です。二酸化窒素におきましては、先ほど寄与率がやや高い値が出ていたと思えますけれども、値としてもともとバックグラウンドが低いということもあって、No. Aにおいても一番大きいのは0.040839ppmということで、0.04ppm～0.06ppmのゾーン内におさまっているということでございます。中段の浮遊粒子状物質につきましても、一番高いところでNo. Aの西側、0.046191mg/m³ということで、環境基準以下であるということでございます。

それでは、本日の資料の5ページをご覧ください。資料2-1、大気質の審議資料でございます。

都民の主な意見は別紙1、関係市長の意見も別紙1でございます。

木村委員と検討した結果、意見ありということで、別紙2をまた後ほど御説明させていただきます。

まず、別紙1でございますけれども、都民の主な意見ということで、まず1つ目、前回方法書についての意見でも述べさせてもらいましたが、大規模な地形改変が計画されており、環境や周辺住民への大きな影響が懸念されていることからして、気象に関しては現地観測を実施し、その結果をもとに種々の予測・評価を再度行うべきです、という意見でございます。

気象の現地調査をやるべきではないかという意見でございます。これにつきましては、事業者の見解のほうで、9.1.3ページをご覧くださいますと、計画地の東側にNo. 1とNo. ②あると思いますけれども、今回、No. ②の川口町測定局の気象のデータを使用しております。距離的に近いということと、丘陵地を解析しているという、似たような状況ということで、No. ②の気象データを使うことで妥当性があるのではないかという見解が示されているというところでございます。

意見の下から2つ目、物流拠点事業が稼働すると、昼夜関係なく24時間車が走り、環境が一変します。排気ガス・光公害・騒音・振動等、近隣住民の受ける被害は甚大となります。造成地を貫く16m道路と北西部幹線道路との交差点の予測はしておらず、片手落ちです。交差点での排ガス・騒音などの予測はすべきですということです。

環境が変わるといのはまさにそのとおりだと思いますので、今回記載されたよう保全措置をしっかりとっていただくのが大事なのかなと思いますけれども、後段の16m道路と北西部幹線道路の交差点の予測をしておらずというところがあるのですけれども、9.1-59ページ、計画地の南東側に水色の入っている出入りの線があると思いますけれども、ここが今回の計画地への出入りの動線になるわけですが、この折れ曲がった道で、八王子西インターチェンジというのがさらに西のほうにあると思いますけれども、八王子西インターチェンジから入り口までまっすぐの道路が北西部幹線道路という道路で、ここの交差点の予測をすべきではないかという御意見ですが、一応北西部幹線道路というのも別にアセスをやっておりまして、このアセスの中で物流事業の交通量も踏まえた予測を行っているということで、そちらで数字が示されているので、やっておりませんということが、騒音・振動、大気両方ともですが、環境基準に従っていると、データとともに見解書の中で示されているところでございます。

それでは、また6ページにお戻りいただきまして、都民意見の最後、工事中や事業開始後とのダンプカーやトラックなどの走行による騒音、大気汚染、渋滞が心配です、といった御意

見でございます。

関係市長の意見としましては、八王子市長からの意見としまして、建設機械については必ず排出ガス対策型を使用することにより、可能な限り汚染な物質排出量を抑制し、大気質への影響を低減させることとございます。

こういった意見を踏まえまして、7ページが意見の案でございます。

1 交通の集中に伴う大気質の評価において、予測結果は環境基準との整合が図られているとしているが、関連車両による寄与率が約4割と高いことから、排出ガス規制適合型の車両の使用や車両の効率的な運行管理などの環境保全措置を徹底し、環境負荷の低減に努めること、ということで、都民の方々からも排ガスに対する御意見がたくさん出ておりましたので、環境基準の0.04ppmをやや上回る程度というか、0.04ppmから0.06ppmの範囲内というところで0.04ppmなので、数字としてはあまり大きくないところとございますけれども、寄与率自体はかなり高いので、環境基準に収まっているからいいということではなくて、より減らすように努力をしていただきたいという意見でございます。

2 大気質の予測において、将来一般交通量に現況交通量を用いているが、平成28年12月に圏央道八王子西インターチェンジの関越道方面の出入り口が供用開始されたことから、予測条件である将来一般交通量の妥当性について検証すること。

ということで、こちらにつきまして、今、見ていただいた9.1-59ページの北西幹線道路の起点というか、計画地の南側に八王子西インターチェンジがありますけれども、こちらは今までーフインターだったのを、昨年12月にフルインターで全て出入りできるようになったということで、予測については将来一般交通量、現況交通量を使っておりますけれども、それが増減するのではないか、増えるのではないかという懸念がされるので、その点についてしっかり説明をするか、説明できないようであれば、予測・評価を見直していただきたいということとございます。

説明は以上でございます。

○平手部会長 それでは、木村委員、何か補足することはございますでしょうか。

○木村委員 川口のほうですね。大気質の評価については、環境基準というのが一つの指標になっています。そうしたときに、環境基準は達成しているのだけれども、もう一つ気をつけなければいけないのは寄与率ですね。環境基準を達成したとしても、寄与率の大きさというのは周りに与える影響の大きさになりますので、そういう観点から見たときに、窒素酸化物などを中心として、寄与率が4割と高いということとございますけれども、これは大気が割と清浄な

ところだと、二酸化窒素が基準になっているので、NOとNO₂のレシオというのが、清浄なところほどNO₂が高くなる傾向があるのですね。なので、NO₂でこれを評価したとすると、ここが清浄であるゆえ、寄与率で見ると高く見えるというところがちょっとあると思うのです。だからといって、それを割り引いて個々で解釈する必要はないとは思いますが、留意点ではあると思うのです。通常のところだと放出されたNOは非常に速やかにNO₂になってしまうということなのです。だから、NO₂が環境基準に近くなればなるほど、相対的な寄与率、さらに加算された寄与率が下がって見えるというところがあります。ですから、清浄なところだと寄与率が高いというのが、ある程度を見ないといけないのかなというところがあると思います。

それから、その下の将来の一般交通量についてですけれども、これはその問題はあるので、指摘しておいたほうが良いと思います。

以上です。

○平手部会長 それでは、何か御質問ございますでしょうか。

池本委員。

○池本委員 今、木村先生からいただいたお話を支持するような話になるかと思うのですが、こちらの9.1-42ページでイ．国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価というところがありまして、その中で、二酸化窒素の環境基準が、皆さん御存じのとおり0.04ppm～0.06ppmの範囲の中で、整合評価は0.06ppmで行うと書かれている。この後のストーリーも全部同じ二酸化窒素の評価はこうなっているのですが、以前別件で恐らく片谷会長からこのような基準に対しては正確に0.04ppm～0.06ppmと目標設定して書かれることがいいのではないかと御指摘もあったかと思えます。私もそのように考えておりました、こうやって読んでいきますと、最後の9.1-70ページになると、若干0.04ppmだと下のほうの数字の桁が超えているところが出てきてしまっているわけですね。悪い読み方をすると、ここで0.04ppmに目標設定すると、ここが達成できないから0.06ppmにしたのかという読まれ方もしてしまって、そうすると、事業者さんとしては本意ではないと思うのです。ですので、正確に0.04ppm～0.06ppmのゾーン内またはそれを下回る値を目標とするとして、例えば9.1-69ページのところで環境基準の範囲に収まっているけれども、さらに削減を図っていくための保全措置をしていくのだとか、そういう意思というか気持ちの入った報告書していただいたほうがいいのではないかと感じたものです。

以上です。

○平手部会長 事務局のほうから何かありますか。

○宇山アセスメント担当課長 池本委員から御指摘いただいたように、9.1-70ページとか、しっかり環境基準でゾーン内と書いてあるので、あえて9.1-69ページとか、ほかのところもそうなのですが、0.06ppmと書く必要もないと思うので、ここはちゃんと整合をとるようには評価書までにしっかり直すように伝えたいと思います。

○平手部会長 ほかにございますでしょうか。

私から事務局のほうに確認ですが、都民の主な意見の4番目の方で、見解書でコメントを書かれているということがございましたね。この部分は先ほどの別の何か事業に関してという話だったと思いますけれども、ちょっと見解書の内容を簡単に読み上げていただけますか。手元にありませんね。

○宇山アセスメント担当課長 では、読み上げさせていただきます。

なお、北西部幹線道路建設事業において、交差点等も考慮し、川口土地区画整理事業の車両台数も踏まえた環境影響評価がなされております。北西部幹線道路建設事業における川口土地区画整理事業の区画道路との交差点に近い道路予測結果は下表のとおりです。大気質、騒音・振動のいずれも環境基準等の評価の指標を満足しておりますと。

一応それでうちのほうのアセスでやっておりますので、ちゃんと満足していることは確認してございます。

○平手部会長 1番目の方に関しては何か見解は出されていますか。

○宇山アセスメント担当課長 1番目の方に関しては、今、申し上げたように、比較的近いというのと、地形も似ているのでこちらを使いました。あと、マニュアルでも5キロ以内があればそれを使いなさいとなっているのでということです。

○平手部会長 多分、御指摘の都民の方が誤解されている面があるのですね。資料2.2-10ページですけれども、おそらく表の2.2.2-1というのはこの表のことを言っているのですが、川口がNW、北西にずっとなっていて、ほかのところが大楽寺町、アメダス八王子がSが入ったりしているということで、多分このような意見になったと思うのですが、2.2-11ページからの風配図を見てみますと、基本的に南東の風が2番目に多いというところで、それが大楽寺町、アメダスになってくると、多少軸が南北にずれるのですけれども、基本的に僅差で南の所が出てきたということです。基本的に図として卓越ががちゃがちゃになっているという状況ではないので、そのあたりは誤解がありそうなので、その辺をもし伝えられるようなことがあれば、手段があれば、伝えていただいたほうがいいと思ったのですが、それとも

手段はないですか。

○宇山アセスメント担当課長 これからいろいろ説明会等もありますので、そういったところでまた同じような御意見をいただければ、そういったことも含めて説明するよという
ことで。

○平手部会長 分かりました。

それでは、ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、大気質につきましては、指摘の趣旨を答申案に入れるということといたします。

次に、水循環について事務局から説明をお願いします。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、当書の真ん中あたり、9.5-1ページをご覧ください。

9.5 水環境（その他：水循環）ということで（1）調査項目としては、地質の状況、地下水の状況、河川及び沢の状況（流量）としてございます。

9.5-6ページをご覧ください。調査地点でございますけれども、まず、ボーリング調査地点がこちらの14地点で行っております。広いですけれども、かなりたくさんとっていただいたということでございます。

地下水調査地点も9.5-7ページ。同様の地点でとってございます。基本的には敷地境界付近と沢の上流部のほうでとっているところでございます。

おめくりいただいて、9.5-8ページ、こちらの薄い黄色の部分が既存井戸の範囲ということで、こちらに三十数地点既存井戸を調査しているところでございます。

9.5-9ページが湧水の調査地点ということで、計画地の取水ごとに満遍なく湧水地点の現地調査をしてございます。

9.5-10ページが河川と沢ですけれども、河川につきましては、北側の川口川は上流のNo. Dと下流のNo. C、南側の山入川も上流のNo. Bと下流側のA、既存調査地点としてNo. アが
ございます。沢につきましては、No. 1からNo. 12までございますけれども、敷地境界付近と上流部のほうでとっているところでございます。

9.5-14ページ、これは通年測定している地下水位の変動状況でございますけれども、8地点です。基本的には降雨に連動して動いているというのと、想定していたより豊水期、渇水期の変動があまりなくて、どちらかというとも2月とかの渇水期のほうがやや高かったり、そういった状況でございます。

9.5-15ページが定点の年2回やっている調査地点でございます。こちらの9.5-15ページは渇水期の調査でございます。6地点でやっております、右から4列目に地下水位ということで

記載がございます。

9.5-16ページが豊水期になっておりまして、渇水期、豊水期ほとんど地下水位が変わっておりませんので、季節変動は特に見られない等状況でございます。

この傾向は、既存井戸でも同様でございます。9.5-17ページが既存井戸の地下水位ですが、こちらは渇水期ですね。9.5-18ページが豊水期になっておりますけれども、あまり大きな違いは見られないという状況でございます。

なお、この地域は基本的には上水道は設置されておりますので、飲料水として利用は29番が見られるということで、ほかは散水とか洗い物等に使われているということでございます。

9.5-19ページ、湧水でございます。こちらの表が渇水期の湧水量、9.5-20ページが豊水期の湧水量でございます。こちらは豊水期のほうがやや少ないような傾向が見られます。

続きまして、9.5-27ページ、こちらは河川と沢の流量でございますけれども、まず、一番上の山入川は、降雨に応じて対応しているように見えなくもないのですが、基本的にはずっと伏流していて水がないような状態が続いてございます。隣の9.5-26ページの表を見ていただきますと、バーになっているところが多くなっておりまして、1年間のうち水が流れているときというのは少ないといった状況でございます。

また、9.5-27ページの上から2つ目、計画地の沢、山入川流域、南側ですね。こちらは全くないわけではなくて、少ないながらもある。その次の川口川は山入川に比べれば流量が多く、計画地の川口川流域の沢につきましても、降雨に应答して一定程度の水量があるということでございます。

9.5-32ページ、(1) 予測でございます。

まず [1] 工事の実施（造成工事）の① 予測項目としまして、地下水位、河川流量、沢の流量、湧水量の変化の程度としてございます。

② 予測地域・地点につきましては、山入川流域、南側と、北側の川口川流域。

③ 予測対象時期は造成工事の影響が最大となる時期。

④ 予測手法としましては、工事計画を地下水位、河川、沢の状況を重ね合わせる定性的な予測でございます。

⑥ 予測結果につきましては、最後に評価であわせて御説明させていただきます。

9.5-34ページ、[2] 敷地の存在（土地の改変）に伴う地下水位、河川流量、沢の流量、湧水量を予測してございます。

予測地域としましては、②のアの図にございますけれども、こちらはモデルをつくってお

りまして、3次元の水循環モデルというものをつくりまして、定量的な予測をしてございます。そのモデルの範囲ですけれども、図にありますとおり、北側は川口川まで、南側は山入川まで、西側は主要地方道61号山田宮の前線西側の尾根付近まで、東側は宝生寺団地の東端付近までの約4km²してございます。こちらをモデル化しているところでございます。

予測地点としましては、9.5-35ページ、まず、沢につきましては、南側がNo. 1、No. 2、No. 3の3地点、北側はNo. 5からNo. 9の5地点です。

地下水位の予測地点としましては、計画地の代表的な地点ということで10地点。計画地内と一部計画地外のところにありますけれども、10地点をとってございます。

9.5-36ページ、③ 予測対象時期は供用後の環境が安定されることが想定される時期。

④ 予測手法としましては、こちらの予測フローにありますとおり、まず、水循環モデルの構築データ、既存資料を収集するというところで、気象データ、水文データ、地形、地質等のデータから、3次元水循環モデルをつくります。現況モデルと造成後モデルということとで、そのモデルにつきましては、右側の9.5-37ページに鳥瞰図がございまして、上が現況モデルで、下が、紫になっているところが造成地です。造成後モデルということとでございまして。

こういったモデルが、現況モデルのモデルパラメーターの同定（検証）ということで、現況再現ができるかどうかやった上で、つくったモデルに雨量等も入れまして、現況モデルによる予測解析をする。造成後モデルの予測解析をして、その差を見て影響の評価をしているということとでございまして。

おめくりいただきまして、9.5-39ページ、⑥ 予測結果でございまして。

まず、ア. 地下水位の変化の程度、（ア）山入川流域、主に改変をする南側の山入川流域ですけれども、現況モデルの青色に対しまして、造成後は赤色ということで、こちら、5m～15m程度上昇すると予測をしてございます。現況モデルでは、谷部を通して地下水や表流水が流出していたが、造成工事により現況よりも地盤標高が高く平坦となり、保水しやすく帯水層が厚くなることで、地表面付近まで上昇してきたということ。後でまた違う図で御説明させていただきますと思います。

こういった傾向が次のページにも続いてございまして、9.5-42ページが（イ）川口川、あまり改変をしない北側の川口川流域につきましても、K-A1とK-B1というのが、やや山の上のほうになりますけれども、こちらにつきましては、南側の水位が上がるごとに引っ張られて、こちら若干上がるということで、ただ、山のふもとのほうのK-A2とかK-B2になりますと、ほとんど変わらないという状況となっております。

ということで、全体として、地下水位が上昇するものと予測してございます。

9.5-44ページに等高線がございますけれども、やや見づらいのですが、見ていただくと、230mのところは240mになっているとか、全体的に上がっているというのが見てとれるかなと思います。

9.5-46ページが概略地下水断面図ということでございまして、こちらは白い線が現況の地下水位でございます。これに対しまして、紫色の盛り土をすることによって、保水力が高まって、白い線が現況地盤の表面付近まで上がってくるということで、上昇するという予測をしているところでございます。

続きまして、9.5-47ページがイ. 河川流量の変化の程度でございます。

(ア) 山入川流域ですけれども、表に記載のとおり、まず、地下水流出量は、保水しやすくなるので、若干下がると。地表水流出量は当然造成するので流出量が増えて、合計で計画地外への流出量は増えるという状況でございます。

(イ) 川口川流域につきましては、地表水流出量はこちらも地下水が上がることに伴いまして、若干減る。地表水流出量は地下水が上がることによって、湧水量が増えて、増える。合計するとやや減少するという予測をしてございます。

9.5-48ページ、ウ. 沢の流量の変化の程度でございます。

まず(ア) 山入川流域ですけれども、9.5-49ページ、こちらは沢ではなくて増水してしまうので、ここの調査地点は調整池の放流口ということになるのですけれども、当然、今回、増水することにより集水域が変わりますので、No.2とNo.3がそれなりの大きさの集水域があったのが、こちらはあまり集水しないで全部調整池4のほうに集水していくということで、調整池4が増えて、調整池3と調整池2が減っているという状況でございます。

9.5-51ページと9.5-52ページが北側の沢の流量の状況ですけれども、地下水位が上昇して、表面流出しやすくなったため、若干増えたとしておりますけれども、見ていただくと分かるとおり、ほとんど変わっていないという状況かと思えます。

9.5-53ページがエ. 湧水量の(水量、分布)の変化の程度でございます。

まず(ア) 山入川流域につきましては、当然、大部分を造成してしまうので、遊水池点が減少して、湧水量も減るということになってございます。

(イ) 川口川流域につきましては、これまでと同様に地下水が上がることによって、湧水量も増えるということで、増加をしてございます。

おめくりいただいて9.5-54ページ、9.5-55ページが湧水量の変化の程度ということでござ

います。

9.5-56ページ、環境保全措置でございます。

まず、一番上、造成法面の勾配の調整による改変面積の低減ということで、造成法面をなるべく沢のところを保全して、改変面積を減らすといったことですか、上から2つ目、尾根部の保全、法面の緑化ということで、尾根部はさわらないでしっかり保全する。法面についてはしっかり緑化をして、地下水の涵養を図っていく。

上から4つ目、地下水のモニタリング調査をやっていきます。

下から4つ目、尾根部と一緒にすけれども、計画地北側の緑地として整備・保全をすると。

下から2つ目、地下浸透式調整池、区画道路歩道の浸透性舗装の整備をするといった記載がございます。

9.5-58ページ、(3) 評価でございます。

① 評価の手法のアにつきましては、大気と同様な評価でございます。イにつきましては「八王子市水循環計画」における目標との間に整合が図られているかどうかということでございます。

② 評価結果でございますけれども、アの記載内容はイと重複する部分が多々ございますので、イのほうで御説明させていただきたいと思っております。9.5-59ページでございます。(ア) 敷地の存在(土地の改変)の地下水位の変化の程度でございますけれども、3パラグラフ目以降、予測地域全体における現況モデルと造成後モデルの地下水位の変化は、全体的に地下水位が上昇するものと予測する。

これは、計画地の南側では、現況モデルでは谷部を通して地下水や表流水が流出していたが、造成工事により現況よりも地盤標高が高く平坦となり、保水しやすく帯水層が厚くなることで、計画地内の地下水は造成工事前の地表面付近まで上昇し、全体的に地下水位が上昇するためと考える。計画地の北側では、南側の地下水位上昇により北側も影響を受けたことで、地下水位が上昇するためと考える、としてございます。

河川流量の変化の程度ですけれども、山入川流域では、地下水流出量はやや減少、地表水流出量はやや増加すると予測する。これは降雨後に地下を經由していた流出量の一部が地表の排水路を經由して調整池に集積され、河川へ流れ込むためと考える。結果、地下への流出量は現況モデルと比較してやや増加すると予測をしております。

川口川流域につきましては、地下水流出量は減少、地表水流出量はやや増加すると予測をしております。これは造成後の地下水の上昇により地表面への湧出量が増加すること、砂防

堰堤の貯水効果による影響と考える。計画地外への流出は、現況モデルと比較してやや減少すると予測してございます。

沢の流量の変化の程度ですけれども、山入川流域の沢の予測地点No. 1～No. 3は調整池の放流口であって、先ほど御説明したとおり、集水域の一部が調整池2、3か4に組み込まれたため、増減をしているというところでございます。

川口川流域の沢の予測地点No. 5、No. 7では流量がやや増加する。これは全体的に地下水が上昇したこと等によるものとする。その他のNo. 6、No. 8、No. 9では大きな変化がないと予測してございます。

9.5-60ページ、湧水量（水量、分布）の変化の程度ですけれども、山入川流域につきましては、造成後は造成区域の存在により地下水の湧出量は減少する。川口川流域につきましては、地下水が上昇することによって流水量が増加するとしてございます。

計画地の南側では、造成区画における湧水量は減少するが、源頭部及び敷地境界付近の緑地では湧水量が増加すると予測してございます。

北側では、沢沿いで現況と同程度の湧水量が見られ、地下水の上昇に応じて一部で流水量が増加すると予測してございます。

したがって、敷地の存在に伴う地下水位等への影響はあるものの、計画地北側を緑地として整備・保全、南側の沢の源頭部付近及び主稜線付近の緑地を保全、地下浸透式調整池、区画道路歩道の浸透性舗装の整備、雨水浸透設備の設置促進等の保全措置を講じることから、事業者により実行可能な範囲内で環境影響の低減が図られているとしております。

9.5-61ページ、イ、目標との整合に係る評価ですけれども、「八王子市水循環計画」において、雨水を浸透させるとか、浅川の水辺活用と水量確保等といった目標につきましては、先ほどの保全措置を講じることから、目標を満足しているとしてございます。

最後、9.5-62ページ、ほかの項目だと法に基づく事後調査はしないと言っているのですが、これについては、今回のシミュレーションは必ずしも知見の蓄積が十分とは言えないということから、法に基づく事故調査を実施するとしてございます。

それでは、本日の資料の8ページをご覧ください。資料2-2、水循環の審議資料でございます。

都民意見、関係市長の意見は別紙1のとおり、杉田委員と御検討した結果、別紙2のとおり意見ありとしてございます。

まず、別紙1から御説明させていただきたいと思います。1つ目、計画地内の降水量は、計

画の実施前後で変わらないはずですが。もし敷地の存在（土地の改良）により計画地内の地下水が大幅に上昇すると、上流側（計画地内）での貯留数が多くなり、下流側にある周辺の既存井戸での地下水位は低下することになりませんかという意見に対しまして、こちらは、先ほどのシミュレーション結果で9.5-44ページをご覧くださいますと、これも正直分かりづらいのは分かりづらいのですけれども、計画地内全体的に上がるのに伴って、山入川と川口川に挟まれているという地形もございまして、計画地の外側もやや上がっているという状況でございます。ただ、先ほども申し上げましたけれども、あくまでまだ知見は蓄積されていませんので、ここもしっかり事後調査して、ここをしっかりと見ていって、何か影響があればしっかりと対応していくのが重要なのかなということで、それは意見のほうに反映させていただきます。

また、本資料9ページにお戻りいただきまして、上から3つ目、本編9.5-39ページ、資料編4.1-2ページ、4.1-3ページ、造成後水位の予測資料に今まで統計をとった中で、一番の渇水年の昭和53年の降雨量をもとに予測を出している。なぜか、正しく予測するには、大雨の年の資料でも推計を出し、2つのデータを比較して予測を出すのが公平なやり方だと思う。今回の予測は一方的で信頼性に欠けますということで、一応アセスとしましては、ほかの案件も同様に、最大渇水年ということでやっております。理由としては、雨が降らないときのほうが地下水も下がりますし、湧水とか河川の水量も下がる方向にあると思うので、一番影響が大きいだろうということで、渇水年のデータでやっております。

9ページ、その下、雑木林や谷戸を潰せば川への影響も大きい。現在も山入川、川口川の水量が少ない。保水する林や谷戸がなくなれば瀬切れが起こる。大雨のときには急激に増水して危険であるといった意見でございます。

関係市長の意見です。まず、八王子市長の意見ですけれども、八王子市は健全な水循環系の再生に向けた取り組みを進めているところであり、河川や地下水の水量及び水質については市民の関心も高く、水循環機能回復の重要な要素として位置づけている。ついては、事業の実施において、雨水の浸透施設の設置により地下水の涵養を図ること。また、施工中及び施工後のモニタリングの結果を踏まえた検証を行うことということで、先ほど保全措置を見ていただきましたとおり、雨水が浸透施設の設置ですとか、モニタリングはやっているということでございます。

こういった意見等を踏まえまして、10ページをご覧ください。意見の案でございます。

まず1つ目、

1 山入川流域の計画地内では、造成後モデルの地下水位が現況モデルよりも5~15m程度上昇すると予測しているが、計画地周辺には既存井戸が多数あることから、造成工事等に伴う地下水位の変化により、既存井戸の利用に支障が生じた場合には、速やかに適切な対応策を講じること。

ということで、基本的には予測は上がるというしておりますけれども、住民から下がるのではないとか、そういった御心配もあるので、このシミュレーション自体がどこまでオーソライズされたものかということもありますので、しっかり事後調査をやって、実際に上がったか、下がったか、しっかり見て、それに応じた対応をしてくださいという意見でございます。

2 3次元循環モデルにおける降水量の予測条件について、既往最大渇水年である昭和53年の日降水量を用いた理由が不明確であることから、これを明らかにすること、ということです。先ほど都民意見でなぜ渇水年を用いているのかという御意見があつて、確かにそれについては渇水年を用いたと書いてあるだけで、どういった理由でというのは書いてございませんので、それについては記載するようにという意見でございます。

説明は以上でございます。

○平手部会長 それでは、杉田委員。何か補足することはございますでしょうか。

○杉田委員 この事業は大変に水循環を大きく攪乱する事業になっていて、評価の対象も地下水位ばかりに注目していて、水循環全体を見るという視点が少し欠けているかなという印象が、この準備書にはありました。

それでも、今、湧水がたくさん出ている箇所があるのですが、そこをふさいでしまうことによつて、地下水位が上がって来るとというのは、当たり前といえば当たりのシミュレーション結果で、それを持ってして、地下水が豊かになるような書きぶりなのが気になっておりました。

それでも、きちっと大変精巧なモデルを作成して、定量的に評価をしたということは、評価できると思います。ただ、このシミュレーションはおそらく大変な手間と技術と知識を動員してつくられたものだと思いますが、地下水はどこもそうなのですが、大変に不確実性が高いものです。当たらない確率が非常に高い。そういったことを考慮して、事後調査はしっかりやっていただきたいと思います。そのことは書いてある。

ほかの事業ですと、浸透を阻害するので渇水年で予測するというのが常なのですが、この場合は湧水口をふさいでしまうので、渇水年だけではなく、ほかの降水量を用いての予測もできればお願いしたいと思うところです。

○平手部会長 それでは、何か御質問等がございましたら、お願いいたします。

○藤倉委員 今、杉田先生から事後調査をしっかりとというお話があったのですが、こういう点に着目して事後調査をしろとか、何か水位だけでいいのかとか、ちょっと私は素人なのですが、事後調査に、特にほかの案件にはないけれども、こういう点に着目しろみたいなものがあつたら、それは答申なりに入れなくて大丈夫なのでしょうか。

○鈴木政策調整担当部長 地下水位で一番な問題になるのは、使っている方が地下水位が下がってしまうととれなくなってしまうたり、上がったことはそんなに問題にならないかもしれませんが、上がり過ぎると多分出てきてしまったりすると思うので、下がった影響というのが一番、先ほど飲用水に使っている方は少ないですが、実際に散水とかに使われている方はいらっしゃるので、その点は利用に支障が生じた場合には適切な対策を講じることというところが一番大事なのかなと思っているところでございます。

○平手部会長 私のほうからちょっと質問というか、かなり一見して精密なシミュレーションをされていると思うのですが、あまり例がないと考えてよろしいでしょうか。

○宇山アセスメント担当課長 ここまで精緻にしっかりとやったのは都のアセスでは例がないということでございます。

○平手部会長 ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、特に御意見がないということなので、水循環につきましては、指摘の趣旨を答申案に入れるということといたします。

それでは、次に、景観について、事務局から説明をお願いします。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、今度は一番最後のほうになります。9.10-1ページでございます。9.10 景観の調査結果でございます。

(1) 調査項目は景観資源の状況、主要な眺望点及び主要な眺望景観の状況でございます。

おめぐりいただきまして、9.10-3ページが景観の調査地点、主要な眺望点でございます。北側の秋川丘陵、南側に美山跨道橋、南東側に橋が多いですね。川にかかる橋からの眺望。さらに南のほうに行くと、八王子城跡ですとか、高尾山駅、こちらは主要な観光資源ということで、とってございます。

何分山地なものですから、あまり見える地点が多くないということでもございました。

9.10-5ページ、(5) 調査結果でございます。

まず、① 景観資源の状況ですが、2パラ目以降、

計画地はほとんどが樹林であり、谷戸部に放棄水田跡地と思われる湿生の草地がところ

どころに分布している。計画地北側は川口川に沿って住宅地、農耕地があり、その北側は加住丘陵の主要な稜線である秋川丘陵の樹林地等が分布している。計画地南側は、山入川に沿って住宅地、農耕地があり、その南側は八王子丘陵の樹林地等が分布している。計画地西側と東側は、計画地が含まれる加住丘陵の樹林が続いており、一部に住宅地、採石場が分布している、ということで、谷部に住宅や道路等がありますけれども、基本的には四方樹林に囲まれているような状況かと思えます。

おめぐりいただきまして、9.10-6ページが、東京都が丘陵を保全して活用していこうという、フィンガープランという計画があるのですけれども、その計画地の西側、黄色いところにほぼ全て計画地が入っているというところがございます。

9.10-7ページの② 主要な眺望点及び主要な眺望景観の状況につきましては、予測でも出てまいりますので、そちらで御説明させていただきたいと思えます。

9.10-15ページ、(1) 予測でございます。

① 予測項目は敷地の存在（土地の改変）、構造物の存在による影響とし、景観資源の状況の変化（景観資源の改変の位置及び変化の程度及び「みどりのフィンガープラン」の累計区分の変化の程度）、主要な眺望景観の変化としてございます。

③ 予測対象時期ですけれども、供用後の環境が安定することが想定される時期しております、本事業は、先ほども申しあげましたけれども、あくまで土地区画整理なので、基盤を整備するものですが、参考として、流通業務施設等の建築物完成後についても想定して予測を実施したということがございます。

9.10-19ページをご覧ください。⑥ 予測結果でございます。

ア. 景観資源の状況の変化ということで、(ア) 景観資源の改変の位置及び変化の程度ですけれども、景観資源の改変の位置及び変化の程度は、こちらは生態系のほうに出てくる数字になりますけれども、計画地内の樹林地の約36%、湿生草地が約81%、乾性草地が約56%、全体では約37%が改変されるということで、左側の9.10-18ページを見ていただくと、南側はほとんど改変されまして、また、中央に主稜線が通っておりますけれども、周りには緩衝緑地を設けたり、法面のオレンジ色のところも全て緑化することなので、約37%改変されますけれども、この法面の部分とか、あとは業務用地もなるべく緑化を進めると言っているので、約37%全部裸地になるということではございませんで、これはさらにまた戻ってくるという状況でございます。

「みどりのフィンガープラン」は、おめぐりいただきまして、9.10-21ページですけれども、

こちらは少しでもさわる部分はメッシュ全体が白くなってしまうということで、先ほどのページで言うと（ア）に比べて（イ）のほうが改変の面積が大きいように見えますけれども、どちらかという、（ア）のほうがより正確な数字なのかなというところでございます。

9.10-22ページ、イ．主要な眺望景観の変化でございます。

まず、No.1の秋川丘陵の尾根上に、かたらいの道という都が整備している道があるのですが、そこからの眺望でございます。こちらは計画地の北からの眺望ということで、主に改変するのは南側ということで、ほとんど改変は見えないという状況でございます。

9.10-24ページがNo.2の美山跨道橋で、計画地南側の圏央道にかかる橋の地点でございます。現況は道路の向こう側に山が見えるという状況ですけれども、9.10-25ページの造成工事完了後につきましては、非常に見づらいののですけれども、右の端のほうに造成法面とそこが緑化されたというのが若干見えるという状況でございます。

参考として、建築物完成後につきましては、若干、これもまだ高さは決まっておりませんで、一応最大で38mということで計画しているのと、形も立方体になるわけではないのですけれども、一応一番影響が大きいということで、立方体で表現をしているところでございます。

9.10-26ページ、No.3、陵北大橋というところからの地点ですけれども、こちらは現況に対しまして、9.10-27ページの造成工事完了、こちらはまだ何も見えない。

参考で建物完成すると、道路の左側に若干物流施設の頭が見えるという状況でございます。

9.10-28ページの（エ）以降はほとんどとも見えませんが、改変しても見えないという状況が続きます。最後、9.10-36ページ、高尾山駅からは若干見えるということでございます。

現況に対しまして、9.10-37ページの造成工事完了後につきましては、図書には見えると書いてあるのですが、私の目にはあまり見えないような、その程度。その下の参考の建物は見えるのですけれども、見る人が見れば見えるのかもしれませんが、そのぐらいの程度ということでございます。

参考のほうは建物が建ち並んでいるのが見えるといった状況でございます。

ただ、背後の稜線が低いので、スカイライン等にも変化はありませんし、これから色ですか形ですとか、そういったものは配慮するといった記載がございます。

おめぐりいただきまして、9.10-38ページ、（2）環境保全措置の検討でございます。

まず、計画地の北側、主尾根上部等の緑地を保全する。

2つ下も同じですけれども、やはり尾根線を確保することによって、頭の部分を改変するの

と、そうでないのでは、大分遠くからの見え方も違うと思うので、尾根線を確保するというのは基本的にかなり大きな保全措置の一つかなと思います。

それに加えて、上から4つ目、法面をしっかりと緑化していくですとか、その下の緑地の創出ということで、法面以外にも改変部分や敷地の外周付近に緑地を創出する。

最後、景観に配慮をした地区整備計画ということで、改変区域に立地する建物については、建物高さ、形態や色彩、屋上・屋外設置物への配慮、緑地の配置等を地区整備計画等で誘導することにより、景観への影響の軽減を図るとしてございます。

それでは、最後、9.10-40ページ、(3) 評価でございます。

アにつきましては、これまでと同様でございます。

イの目標との整合に係る評価につきましては、東京都の丘陵地における適正開発のための指導指針、八王子市の景観計画を挙げてございます。

② 評価結果でございます。

まず、アですけれども、景観資源の改変の位置及び変化の程度については、造成工事に伴い計画地南部を中心に樹林等が消失し、フィンガープラン類型区分の緑地が82.5ha減少するか、北部の樹林を中心に107.75haが緑地として確保される。この緑地については周辺の緑地との連続性を保ち、散策路を整備する等、適切な維持管理と保全に努める。北側はしっかり保全するといった記載。

それから、南側について、土地利用計画は、主尾根を保全し、改変区域をできる限り小さくすることにより、地形を生かす。法面は必要最低限の規模とし、緑化には周辺樹林に生育する種から選定した樹種を植栽することにより、残された丘陵と緑とのネットワークを確保するといった記載がございます。

主要な眺望景観の変化につきましては、No. 2、No. 3、No. 8以外はほとんど変化はなく、No. 2、No. 3、No. 8につきましても、建築物完成後に景観の変化が生じると予測をしております。

本事業においては、繰り返しになりますが、主尾根の保全ですとか法面についてはしっかりと緑化することによって、残された丘陵の緑とのネットワークを確保し、周辺や丘陵地の景観と調和を図り、眺望景観の変化の程度を極力抑えていることから、影響の低減が図られているとしてございます。

9.10-41ページが目標との整合に係る評価ということで、表に記載がありますとおり、「丘陵地における適正開発のための指導指針」においては、斜面地及び尾根部分の保全に最大限の配慮をすること。やむを得ず改変する部分については自然環境が早期に回復できるような

措置を講ずることといった記載。

八王子市の景観計画につきましては、事業地内の緑が隣接する敷地の緑や周辺の丘陵地、公園、市街地の緑と一体となるような緑のネットワークが形成できる計画とすることといった基準に対しまして、先ほど保全措置を申し上げた内容を実施することによって、こういった基準を満足するとしてございます。

それでは、本日の資料の11ページをご覧ください。資料2-3、景観の審議資料でございます。

都民の主な意見は別紙1のとおり、関係市長の意見も別紙1のとおり、平手部会長と項目検討した結果、意見ありということで、別紙2に記載がでございます。

まず、12ページ、別紙1でございます。

都民の主な意見、43haの区画整理事業の裸地化は景観的に耐えがたい。眺望より近景に大きく、61%の緑被率を維持することができなくなる。この区画整理事業は八王子市の緑の計画に逆行している。

八王子市に残された里山の景観を残す天合峰を残してください。

歴史と里山の景観が保たれている地域に物流拠点の開発は似合いません。中止、断念を切望します。

切り土の量は300万 m^3 とあるが、バランスよく外に出さないですむのか、計画地周辺では残土置き場が幾つかあると聞いているが、景観を壊す条件を生み出しかねないということでございます。

まず、1つ目の意見、近景のほうが影響が大きいのではないかとということで、こちらについては、意見のほうに反映させてございます。

最後、切り土量について、外に出さないのかということですがけれども、これはしっかりと切り土と盛り土のバランスをとって、出しませんと言っているのです、それは大丈夫ではないかというところでございます。

関係市長の意見です。八王子市長の意見でございます。

八王子市景観計画では、山地や里山を保全・活用した景観づくりをテーマとしており、「道路などの公共施設から丘陵地の緑が眺望できる配置、高さ規模とするとともに、丘陵地の稜線や周辺の建物群のスカイラインと調和を図り、著しく突出した高さ規模とならないようにする」ことを、景観形成基準としている。

美山跨道橋・陵北大橋・高尾山駅についての建物完成後の眺望予測では、建物頂部が丘陵地の稜線を超える状況や視認できる状況が予測されているが、丘陵地の稜線を超える部分や

稜線を超えないが視認できるなどの眺望景観の変化が予測されるものについては、景観計画を遵守し、緑化、建物の形態、高さ、色彩等に配慮し景観への影響の低減を積極的に図ることということで、こういった八王子市景観計画を守ってしっかり配慮しますというのは、先ほどこちらの準備書にもしっかり書いてあるところでございます。

あきる野市長から、準備書に記載された景観に係る環境影響評価の項目のうち、主要な眺望景観の変化について、秋川丘陵においては眺望景観の変化はないとの予測結果が出ており直接的影響はないと思われるが、予測結果に相違ないよう十分に配慮されたいという意見でございます。

こういった意見を踏まえまして、意見案が13ページでございます。

計画地北側、主尾根上部等を公園・緑地として保全することにより、景観への影響の軽減を図るとしているが、新たに計画地北側に管理棟や駐車場等を設置する計画としていることから、これらの施設が視認できる地点における眺望景観の変化の程度についても予測・評価すること、ということで、今回、北側については保全しますと言っていますけれども、一部ではありますけれども、管理棟、平屋の1階建てということなので、そんなに大きい施設ではないと思いますけれども、今まで何もなかったところにそういった施設ができるので、こちらでも予測・評価をしてくださいという意見でございます。

説明は以上でございます。

○平手部会長 それでは、景観につきましては、私が担当いたしましたので、私から補足いたします。

まず、今回の意見につきまして、3行目にありますけれども、計画地北側に管理棟や駐車場等というところですが、2-10ページをご覧くださいませでしょうか。公園・緑地等施設計画というところですが、この右側の中ほどというか、上のほうあそびの森というところがあると思いますけれども、その北側に管理棟とか駐車場をつくることになっております。平屋ということでしたけれども、この部分は当然、景観に影響がないとは言えないので、この部分については予測・評価をしていただきたいということが、意見の内容に反映しております。

まず、都民の主な御意見の中で、最初の方ですけれども、近景に影響が大きいというところは意見の中に反映した部分もございませし、あと、美山跨道橋というところ、これは図としては9.10-3ページ、この地点が一番近いのですけれども、絵としては9.10-24ページということになります。これよりも近くなったらどうかということですが、先ほど御説明がありましたように、法面が緑化されるということから考えると、おそらく影響はこれよりも

近くなった場合でも少ないだろうということが想定はされるのですけれども、一応美山跨道橋よりも近い部分を選ばなかったことについて、調査点の選定理由等を今後の評価書に記載していただくように、指導をお願いしたいと思います。

都民の方の2番目、3番目の御意見に対しては、アセスメントというのは、この計画案が環境にどう影響を与えるかということ判断するという趣旨から考えると、若干アセスメントの趣旨と違うということなので、申し訳ないですけれども、これについては反映しておりません。

4番目の方、これは先ほどありましたように、盛り土イコール切り土なので、おそらくそういう形で対応されるだろうと。

アセスメントの後の話ですね。これはアセスメント後のことですから、今回のものとはずれるわけですけれども、一応建物が建ってからということの参考という形で、建築物完成後という写真が出ております。このあたりは八王子市長も多少気にされているということですが、これは先ほど御説明がありましたように、9.10-38ページ、表9.10-8の環境保全措置の検討の状況という表と、実施の内容と、一番下のところが地区整備計画というのがございますけれども、この辺に形態とか色彩ということが書かれておりますので、これにつきましては、ぜひ今後十分注意、配慮していただくように、このあたりも十分指導をお願いしたいということで、よろしく願いいたします。

以上でございます。

それでは、何か御質問等がございましたら、お願いいたします。

よろしければ、特に御意見がないようですので、景観につきましては、指摘の趣旨を答申案に入れることといたします。

それでは、本日用意いたしました審議は全て終了いたしましたけれども、ほかに何かございますでしょうか。

特にないようですので、これで第二部会を終了させていただきます。皆様、どうもありがとうございました。

傍聴人の方は退場してください。

(傍聴者退室)

(午後5時05分閉会)